

## 令和2年白老町議会定例会 11月会議会議録

令和2年11月30日（月曜日）

開 議 午前10時00分  
散 会 午前11時30分

---

### ○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議会運営委員会委員長報告
  - 第 3 行政報告について
  - 第 4 議案第 2号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 5 議案第 3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 6 議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 7 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第7号）
  - 第 8 議案第 5号 財産の取得について
  - 第 9 報告第 1号 専決処分の報告について  
（損害賠償の額の決定について）
  - 第10 報告第 2号 専決処分の報告について  
（工事請負契約の金額の変更について）
  - 第11 報告第 3号 専決処分の報告について  
（損害賠償の額の決定について）
  - 第12 陳情第 1号 元気号路線延伸（登別市）の陳情書
- 

### ○会議に付した事件

- 議案第 2号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 5号 財産の取得について
- 報告第 1号 専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

報告第 2号 専決処分の報告について

(工事請負契約の金額の変更について)

報告第 3号 専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

陳情第 1号 元気号路線延伸(登別市)の陳情書

---

○出席議員(14名)

|           |             |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君  | 2番 広地紀彰君    |
| 3番 佐藤雄大君  | 4番 貳又聖規君    |
| 5番 西田祐子君  | 6番 前田博之君    |
| 7番 森哲也君   | 8番 大淵紀夫君    |
| 9番 吉谷一孝君  | 10番 小西秀延君   |
| 11番 及川保君  | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君   |

---

○欠席議員(なし)

---

○会議録署名議員

|          |          |
|----------|----------|
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 |          |

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 戸田安彦君 |
| 副町長    | 古俣博之君 |
| 副町長    | 竹田敏雄君 |
| 教育長    | 安藤尚志君 |
| 総務課長   | 高尾利弘君 |
| 財政課長   | 大黒克巳君 |
| 企画課長   | 工藤智寿君 |
| 生活環境課長 | 本間力君  |
| 健康福祉課長 | 久保雅計君 |
| 消防長    | 笠原勝司君 |
| 病院事務長  | 村上弘光君 |
| 建設課参事  | 舛田紀和君 |

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 高橋 裕明 君  
書 記 村上 さやか 君

---

### ◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日11月30日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会11月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時12分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、3番、佐藤雄大議員、4番、貳又聖規議員、5番、西田祐子議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での、本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長。登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議会運営委員長報告。

議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和2年 白老町議会定例会は、明年1月5日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により11月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、令和2年定例会11月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして、令和2年度一般会計補正予算1件、条例改正3件、財産の取得1件、専決処分報告3件の、合わせて議案8件であります。

関係課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

次に、議会関係として、陳情1件を予定しております。

陳情第1号は、元気号路線延長（登別市）の陳情であります。会議規則第76条の規定に基づき、総務文教常任委員会へ付託することにいたしました。

これらのことから、11月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

## ◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和2年白老町議会定例会11月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

はじめに、消防幹部職員によるパワー・ハラスメントについてであります。

本件は、総務課に設置しているハラスメント相談窓口に対して、7名の消防職員とすでに退職した元消防職員1名より、被害の訴えがあったことから、8月より当事者及び関係者からヒアリング調査を行い、11月2日には、その調査結果をもとに事実内容の精査及び事実認否の協議を行うため、ハラスメント防止委員会を開催し、その結果、パワー・ハラスメントの事実を認定したものであります。

これらの経過を踏まえ、事の重要性を重く受け止め、11月9日付で、当事者1名を停職2か月、1名を減給10%2か月、また、パワー・ハラスメントの疑いがある事実を認識しながら、適切な対応を怠った消防幹部職員1名を戒告の懲戒処分といたしました。

本件につきましては、公務員として率先して法令等を遵守し、指導すべき立場にある消防幹部職員による行為であったことから、町民皆様の信頼を損なう事態となったことに対し心よりお詫びを申し上げます。日頃より、綱紀粛正及び服務規律の遵守について、各種取組を実行してきた中で、この事案発生に、責任を痛感しているとともに、今後は、ハラスメントの撲滅に向けてより一層の対策強化を図り、信頼回復に向けて職員一丸となって職務に専念してまいります。

次に、白老町職員における新型コロナウイルスの感染についてであります。

11月18日に役場本庁舎に勤務する1名の職員が、新型コロナウイルスに感染していることが確認されて以降、翌19日は1名、翌々20日には2名の感染者が確認され、合計4名の感染者が確認されたところです。

すでに、苫小牧保健所の指導により、職場内の消毒作業を行ったほか、職場内において感染者と接触のあった濃厚接触者及び同一フロア内の全ての職員に対して、PCR検査を実施したところであり、全て陰性との結果が判明しているところです。

このたびは、役場庁舎内において感染者が確認されたことを重く受け止め、引き続き新型コロナウイルス感染予防策の強化を図りつつ、行政サービスの停滞を招かないよう対応に当たっていく考えであります。

なお、本11月会議には、パワー・ハラスメントに対する、私自身の任命権者としての責任を重く受け止め、給料の10%を削減1か月とする議案を含め、議案5件、報告3件の提案を申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告は終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次の日程に入ります前に、お諮りいたします。

本日の議案について、内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

---

◎議案第2号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付  
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第2号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議案第2号から議案第4号までの改正内容を、説明資料にて一括で説明させていただきます。人事院勧告に伴う改正でございます。

議2-6の次のページをお開きください。職員の給与に関する条例等の一部改正の概要でございます。

令和2年の人事院勧告は、ボーナスの引き下げでございます。1つ目、職員の期末手当、勤勉手当の改正であります。一般職及び会計年度任用職員のボーナスを、0.05月分引き下げるもので、本年度は12月期の期末手当を0.05月分減額し、令和3年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう、それぞれ0.025月分を減額するものでございます。

なお、再任用職員については改正はございません。

改正後の支給月数については、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次のページになります。2つ目、特別職の期末手当でございますけれども、1点目の町長、副町長、教育長の特別職並びに2つ目の議員の皆様様の期末手当についても、一般職の職員の支給割合に準拠して0.05月分を引き下げる改正を行うこととし、今年度は12月の期末手当で0.05月分減額し、令和3年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう、それぞれ0.025月分を減額するものでございます。特別職と議員の皆様様の条例改正は、議案第3号、議案第4号で提案をするものでございます。

3つ目の実施時期であります。期末手当の改定ですけれども、今年度は12月支給分から適用し、令和3年度分の改定は令和3年4月1日から適用するものでございます。

4つ目の改定による影響見込み額ですが、職員については一般会計で期末手当、335万1,000円

の減、212名分でございます。理事者については期末手当16万2,000円の減、4名分でございます。議員については期末手当17万7,000円の減と試算しております。

今回予算にはないのですが、会計年度任用職員がフルタイムの会計年度任用職員で期末手当の対象になる職員ですが、一般会計で86名おまして69万円減となります。今回、会計年度任用職員については、今回の補正予算でも減額をしておりません。その理由といたしましては、休職ですとか、予定人数に配置ができなかったというところもございまして、代替として会計年度任用職員を配置してございまして、そのため今回は減額ということではなくて、今後最終的に整理をした段階で予算の減額なり、増額という整理をしていきたいということで、会計年度任用職員については今回補正の対象にしてございません。

それでは、議案2-1をお開きください。議案第2号でございます。職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年11月30日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議案2-3をお開きください。議案説明でございます。人事院は、令和2年10月7日に官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改正を行うことが必要であるとして、特別給（期末手当）に支給月数0.05月分の引き下げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じるため、本条例の一部を改正するものであります。

議2-4から議2-6、新旧対照表であります。表ごとにそれぞれ第1条による改正から、第4条による改正の新旧対照表でございますけれども、第1条及び第2条は、職員の給与条例の改正に伴うもので、第1条は令和2年度の改正、第2条は令和3年度の改正に関する新旧対照表でございます。

次のページ、第3条及び第4条は任期付職員の採用等に関する条例の改正に伴うものでございまして、同じく第3条については令和2年度の改正、第4条は令和3年度の改正に関わる新旧対照表でございます。一般職の特定任期付採用職員、こちらは高度の専門的な知識・経験・優れた識見を一定期間活用して遂行することは特に必要とされる業務に従事させる場合という規定がございまして、本町ではこちらにおける任用は今のところございません。

議2-2に戻りまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

| 改正前              | 改正後              |
|------------------|------------------|
| (期末手当)<br>第19条 略 | (期末手当)<br>第19条 略 |

|  |  |
|--|--|
| <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> | <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> |
|--|--|

職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正）

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> |

白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条による改正）

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2</p> | <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2</p> |

項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

3～4 略

項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

3～4 略

白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条による改正）

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> | <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> |
| 3～4 略  | 3～4 略  |

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改訂する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議3-1をお開きください。議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年11月30日提出。白老町長。

改正条例文の朗読は省略させていただき、附則でございます。

附則。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 令和2年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条第2項中「100分の222.5」とあるのは「100分の220」とする。

次のページ、議案説明です。人事院は、令和2年10月7日に官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改訂を行うことが必要であるとして、特別給（期末手当）の支給月数0.05月分の引き下げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

なお、令和2年度の期末手当は、0.05月分の引き下げを12月支給分にて行い、令和3年度以降の期末手当は、6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.225月分に改正するものである。

また、町長の給与は、財政健全化に向けた取組みとして10%の自主削減を実施しているところであるが、令和2年11月9日付けで懲戒処分を行ったパワー・ハラスメントについて、任命権者としての責任を重く受け止め、令和2年度12月分の給与額についてさらに10%の削減を併せて行うものである。

次のページ新旧対照表については、朗読を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に100分の225を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～35 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に100分の222.5を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～35 略</p> <p><u>36 町長の給料額は、令和2年12月に支給する分に限り、別表第1及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、さらに同表に定める額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において任期満了その他の理由により離職する特別職の職員の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1に掲げる額とする。</u></p> |

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改訂する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改訂する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議4-1。議案第4号でございます。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年11月30日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただき、附則でございます。

附則。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 令和2年12月1日を準備に支給される期末勤勉手当に限り、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項中「100分の222.5」とあるのは「100分の220」とする。

次のページ、議案説明でございます。人事院は、令和2年10月7日に官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改訂を行うことが必要であるとして、特別給（期末手当）の支給月数0.05月分の引き下げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても、国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

なお、令和2年度の期末手当は、0.05月分の引き下げを12月支給分にて行い、令和3年度以降の

期末手当は、6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.225月分に改正するものでございます。新旧対照表については朗読を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

| 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|---|
| (期末手当)<br>第4条 略<br>2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。 | (期末手当)<br>第4条 略<br>2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に <u>100分の22.5</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。 |

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改訂する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改訂する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第7号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第7号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第1号の説明をいたします。議1-1をお開きください。

令和2年度白老町一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度白老町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ369万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億1,118万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出。白老町長。

次の2ページを開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」、1歳入、3ページの2歳出につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書、2歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。1款議会費、1項議会費、1目議会費、（1）議員報酬等17万7,000円の減額補正でございます。議案第4号で提案いたしました議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正により、期末手当0.05月分の引き下げを行うことから減額分を補正するものでございます。財源は一般財源の減でございます。

13款給与費、1項給与費、1目給与費、（1）職員等人件費、351万3,000円の減額補正でございます。議案第2号及び議案第3号で提案いたしました条例の一部改正により、一般職及び特別職について期末手当0.05月分を引き下げることから減額分を補正するものでございます。財源は一般財源の減でございます。歳出は以上です。

4ページにお戻りください。歳入の説明をさせていただきます。21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金、369万円の減は歳出の減額に伴う繰越金の減でございます。このことにより繰越金の留保額は、1億8,693万6,000円となるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 7ページの職員等人件費について説明がありました。この中で一般職の期末手当の335万1,000円について説明がありましたけれども、一般職のみなのか会計年度任用職員分が含まれているのかどうかお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） こちらの335万1,000円については、一般職員のみでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 入っていないということですので、先ほどの説明の2ページにも改定による影響見込みにも会計年度任用職員の分が入っていません。先ほど総務課長が、端的にいうと会計年度任用職員の雇用状況が流動的なのでつかめないと言っていますけれども、この給与ではなく期末手当の支給基準日は12月1日なのです。一人や二人ではないのですけれども12月1日ですから、

今日は11月30日ですから当然押さえられるはずなのです。それで、会計年度任用職員に対する人件費について、月額になって予算審査するときに何人が見込みで、どうだということが議論されていますから、今になって流動的だからとはならないのです。12月1日現在だと思いますし、当然ソフトの中に入っているはずなので、その実態を数を押さえていますか。対象人員、人数。ここにきてまだわかりませんという話にはならないと思いますので、数字を示してください。

それと、関連で、先ほど町長の行政報告がありましたけれど、消防職員関係で何ってよろしいでしょうか。

内容について云々ではありません。先ほど、町長の行政報告で消防職員等の不祥事について、今後はハラスメントの撲滅に向けてより一層の対策強化を図りますと報告しました。これはこれでいいのですけれども、新聞報道によるとハラスメントに関する懲戒処分の基準の見直しを検討するという前向きな報道があったのです。今回は、対策強化を図るで終わっているのですけれども、具体的に何をどう見直すかということが内部で整理されているのかどうかを伺いたいと思います。

もう一つ、新型コロナウイルス感染の行政報告がありましたけれども、議会にも対応がファクスのみです。町民からすると役場の中で4人も発生していて、新型コロナウイルス感染防止に対する町長のメッセージがないというのです。今日の行政報告でもっと具謁的な町民に対するメッセージがあったのかと思うのですけれども、議会のほうへ11月27日付で新型コロナウイルス感染防止対策とありましたけれども、こういうことはある程度報道機関とかあるいは今日の議会で町民へのメッセージ的に、具体的に町はこのようにしているので安心して下さいということがあって然るべきだと思うのですが、その3点を伺います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、会計年度任用職員の件ですが、流動的というよりは今後の見込みも踏まえて増えている部分もあるものですから、今回は整理しなかったということでございますけれども、会計年度任用職員については、今回12月1日で支給される予定の人数は86人でございます。金額については69万円ということで整理させていただいています。

それと、ハラスメントの件は今後の対応策でございます。具体的に懲戒処分の基準等の見直しということで報道等に書かせていただきましたけれども、こちらについては大きくハラスメントの法律が6月1日に変わりました、当町のほうの基準ではハラスメントといっても、パワー・ハラスメントとセクシャルハラスメントが中心の規定になっています。そちらについてはもう少し広く基準を見直すということと、それに合わせて全体的な服務規律ですとか、コンプライアンスに関しての見直しが平成20年の規則ができたときから改正されていない部分がございますので、こちらについても合わせて整備をしていきたいという考え方でございます。

それと、町長メッセージの件でございますけれども、町長メッセージについては前田議員がおっしゃったように、町民も不安で今役場に来るといことも控えている方もいらっしゃると思いますので、そちらについては町長メッセージを今後発信したいと思っております。準備は進めているのですがまだ発信していない状況でございます、こちらはホームページ等で町長メッセージとして発信させていただくということで準備を進めております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 私はハラスメントばかりではなくて、今答弁がありましたけれどもコンプライアンスが非常に大事だと思うのです。それも含めて具体的にお願いします。

ハラスメントの対策強化となっていますけれども、これは処分される側もする側も、それぞれ言い訳があると思いますので、非常にこれは大事なのです。そういうものも含めて、検討されると思っていますので、いつまでに整理されるのかということです。

私が言っているのは、新型コロナウイルス感染防止、あるいは今回のハラスメントの関係についても白老町の行政組織に付する危機管理が問われているのです。そういう観点から言っているのです。やはり事後処理、経過がどうだったということが的確に理事者の口から説明するべきだと思います。ただ、ホームページに載せればいいという、感情のない文章だけ出しても意味がないのです。お年寄りは見られないのです。やはり適宜にそのようなメッセージをどういう形で出すかとなれば、報道関係に頼んで出すとかいろいろあると思います。今日だって、新型コロナウイルス感染症対策だって基本的な対応、勤務時における取組、概略だけ話したら、これをとおして分かると思います。なぜそのような方策なり行動を考えられないのかということを知りたいのです。もう少し町民に向けて危機管理をしているのだということを知れるように示してほしいのです。

どうですか。副町長。このようなことは考えればすぐ行動できるはずですよ。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） まず、今回のパワー・ハラスメントに関わる懲戒処分の在り方については、今、総務課長のほうから説明がありましたけれども、6月1日にハラスメント防止の在り方について発表になって、単なるこれまでのパワー・ハラスメントだとかセクシャルハラスメントだとか、そのようなことだけではなくて様々なハラスメントの種類というか、あり方というか、そういったものも含めてしっかりと対策はしなければならないだろうし、同時に一番大事なことは役場職員としての服務規律がいかにならねばならないか。その辺のところを再度見直しといいますか、しっかりとした職員の意識づくりを図りながら進めていかなければならないという意味合いでの、今回のパワー・ハラスメントから出された今後のあり方についてであります。

それから、新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも町長メッセージは2度ほど出させていただいております。今回の役場の中における感染者が出たことに関して、いち早く報道のほうには事実として、どこからというところのことが、ただ胆振管内白老町ということだけでは足りないだろうということで、役場としての職員という位置づけというか、ここから出たということの報道はさせていただきました。

内容的には、報道に出すときに、今前田議員からご指摘があったような、もっと細かな対応策としての出し方が必要だということが、もう少ししっかりと出せばよかったのですが、なかなかそのところは今ご指摘があったような部分で捉えられるのかと思っております。同時に、今後といいますかこれを教訓にしながら、様々な対策については保健所等の指導も含めながらこれまでやってきております。町民の方々に対するさらなる町長メッセージの発信については、十分今後も含めて考えていかなければならないということで準備中でございます。

○議長（松田謙吾君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第7号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号 財産の取得について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第5号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第5号 財産の取得について。議5-1をお開きください。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和2年11月30日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、ホイールローダー、1台。

2、取得予定金額、833万8,000円。

3、取得の目的、白老町環境衛生センター作業用車両の更新。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、白老郡白老町高砂町1丁目1番62号、北海工機株式会社、代表取締役、黒田聖。

議5-2ページ、議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページに説明の参考資料を載せてございます。現在使用している白老町環境衛生センター作業用車両（ホイールローダー）は、町が保有する廃棄物最終処分場の管理のために昭和58年に導入してから37年が経過し、経年劣化が著しく、主要箇所であるアーム部分が破損している状況もあることから、車両更新することにより廃棄物処理の適正な管理及び円滑な施設運営を図るものでございます。車両の概要につきましては記載のとおりでございますので説明を省かせていただきます。

続きまして、入札の経過をご説明いたします。去る11月9日に、北海工機株式会社、有限会社小幡商事、有限会社虎杖浜自動車工業の3社に指名通知を行い、11月17日に入札を行ったところでございます。落札者は北海工機株式会社であります。落札率でございますが、予定価格1,210万円に対

し、落札額833万8,000円でございますので、落札率は68.9%となっております。

なお、先の議会運営委員会にて質問のありましたバイオマス燃料化施設で使用していたホイールローダーの転用につきましては、当該ホイールローダーにつきましては、リースにより使用していたということでございますので転用はできないものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今の説明で、バイオマス燃料化施設で使用していた作業用車両がリースであったために使えないということだったのですけれども、今まで白老町でリースで使っていたら、当然、買うときには非常に安く買えると思ったのですが、そのような措置に至らなかった経緯をご説明ください。

普通の企業だったら、今まで使っていたものをリースで契約していたわけですから、ある程度の期限が来ると非常に安い価格で購入できるはずだと思ったのですけれども、その辺はもう少し安く買おうというお考えには至らなかったのか、その辺をお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 今のご質問でございますが、今年度のホイールローダーの環境衛生センターのほうの異常個所が見つかったことによって、今回の6月の議会本会議におきまして補正可決いただいたところであります。従いまして、バイオマス燃料化施設の閉鎖に伴う検討につきましては、令和元年度中までの取り扱いの中でリース等の契約を最終的には終了したということで、どうしてもタイムラグがあった経緯でございます。これが、昭和58年からの経過があったことは事実なのですが、実際の判断というところでいけばタイムラグがあって、このような形で新規購入に至った経緯ということになりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） そのバイオマス燃料化施設というのは2018年11月8日の議会で閉鎖したということで2019年3月末で閉鎖しました。今年の3月にきちんと終わりましたという報告を受けたわけなのですが、当然同じ生活環境課の中で、どちらも担当しているわけですから作業車両はどのような状況にあるかというのはきちんと把握しておかなければいけないのではないかと私はそのように思います。やはりその辺は、今回、今まで使っていた車両がどうであったのか、そしてバイオマス燃料化施設で車両をリースしているものがどのような状況なのか、きちんと考えて白老町の財源を上手に使う方法を考えてほしいと思います。いろいろな形で、こちらはこちらという考え方ではなくて、そのようなことをできれば今後きちんと考えていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 西田議員のご指摘のとおり、見極めという部分は今回につきましては、適切だったかどうかということになれば、そのようなことも検討ということも1つあるかということで反省するところでございます。しかしながら、先ほどの繰り返しになりますけれども、リースがこの年度、令和2年度中ことがあったものですから、このような対応に至ったという経緯

がございますので、大変申し訳ございませんがご理解いただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

---

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎報告第1号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定について)

○議長（松田謙吾君） 日程第9、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和2年10月12日専決。白老町長。

記。1、損害賠償の額、8万6,310円。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

次のページ、説明であります。事故の発生状況でございます。

- 1、日時、令和2年5月28日（木曜日）午後2時30分頃。
- 2、場所、白老町字萩野312番地226、萩の里自然公園エントランス広場。
- 3、当事者、甲、乙記載のとおりでございます。
- 4、状況ですが、令和2年5月28日木曜日午後2時30分頃、萩の里自然公園エントランス広場において、(乙)が歩行していたところ、一部が腐食していた枕木につまづき転倒したものであります。
- 5、被害の程度(乙)前歯5本破折、鼻損傷、両手のひら・左膝打撲、むち打ち。
- 6、損害賠償額 本件は、(甲)が管理する公営において、枕木が腐食していたことが原因で発生した事故であるため、(甲)は(乙)に対して、治療費等8万6,310円を支払うことで示談とするものであります。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

次のページ、事故の発生状況の図面を付けております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたことがありましたらどうぞ。

12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 事故はやむを得ない場合もあると思いますけれども、この事故を受けまして、ほかの公園などを点検作業などはしたのでしょうか。そこをお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） ただいまのご質問であります。事故報告を受けてその同日に施設の使用の禁止をいたしました。その当該公園の腐食している部分についても、即日腐食箇所への入れ替えを行っております。公園施設の点検につきましても職員において、管理している公園の枕木ではありましたが、そのほかの遊具等も含めて早急なパトロールを行い、点検をしております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

---

## ◎報告第2号 専決処分の報告について (工事請負契約の額の変更について)

○議長（松田謙吾君） 日程第10、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報2-1をお開きください。専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出。白老町長。

このたびの専決処分は、白老町議会会議条例第8条第2号により、議会の議決を経た工事請負契

約について、当該議決に係る工事請負金額がその100分の10を超えない範囲で変更することに基づく契約の変更でございます。

次のページ、報2-2ページでございます。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和2年10月12日専決。白老町長。

1、工事名、令和元年度施行、バンノ沢川砂防工（第6支溪）。

2、現請負金額、1億65万円。

3、新請負金額、1億309万2,000円。244万2,000円の増でございます。

4、概要でございます。本工事は令和2年2月18日付定例会2月会議において、工事請負契約締結の議決をいただき債務負担行為により2か年事業とし実施しているものでございますが、このたび試掘した結果で土質の性状に相違があり、U路工及び法面工の工法を変更する必要があったことから、244万2,000円の増額に伴う変更契約を締結したものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

---

### ◎報告第3号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)

○議長（松田謙吾君） 日程第11、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報3-1をお開きください。報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和2年10月30日専決。白老町長。

1、和解の相手方、記載のとおりでございます。

2、和解の内容、町及び相手方は、それぞれ自身の損害額を負担する。

3、損害額、町43万3,664円。相手方42万2,906円。

次のページ、説明であります。事故の発生状況であります。

- 1、日時 令和2年8月31日（月曜日）午前8時20分頃。
- 2、場所、白老町字虎杖浜420番地地先町道竹浦虎杖浜通り。
- 3、当事者は、甲、乙記載のとおりでございます。

4、状況でございますけれども、令和2年8月31日月曜日午前8時20分頃、（甲）が運行するデマンドバスを、本事業の受託業者が白老方面へ走行していた際、前方を走行していた（乙）車が右ウインカーを出したまま左路肩に車両を寄せ減速したため、停車すると判断し、追い越そうとしたところ（乙）車が右折を開始し、避けきれずに（甲）車左前方部と（乙）車前方部が衝突したのでございます。

5、損害の程度 （甲）車、左フロントバンパー、ヘッドライト、サイドミラー等の損傷。（乙）車、右フロントバンパー等の損傷。

6、損害額本件は、損害額が同等程度であることから、（甲）及び（乙）がそれぞれ自身の損害額を負担することで示談するものです。なお、（甲）車の損害額については、全額保険により補てんされるものでございます。次のページ、事故の発生状況の図面を付けてございます。

附則でございますけれども、このたびの事故による損害は、町が43万3,664円、相手方が42万2,906円と同等程度であったため、保険会社を通じてそれぞれが事故の損害を負担することで話し合いが整ったことから、和解による示談となるものでございまして、町の損害額43万3,664円は、保険特約により保険会社からの支払いとなるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

---

### ◎陳情第1号 元気号路線延伸（登別市）の陳情書

○議長（松田謙吾君） 日程第12、陳情第1号 元気号路線延伸（登別市）の陳情書を議題に供します。

お諮りいたします。

本陳情については、会議規則第76条第1項及び第77条の規定に基づき、総務文教常任委員会に付託の上、休会中の審査とすることといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 元気号路線延伸（登別市）の陳情書は、総務文教常任委員会に付託の上、休会中の審査とすることといたしました。審査方、よろしくお願ひいたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より、念のため申し述べておきます。明日、12月1日から明年1月5日までの間は、休会となっておりますのでご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

(午前11時30分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 佐 藤 雄 大

署 名 議 員 貳 又 聖 規

署 名 議 員 西 田 祐 子